

判決概要④ (R3.1.21 東京高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	平成 29 年 3 月 17 日
裁判所	前橋地方裁判所
裁判官	[裁判長裁判官] 原道子、[裁判官] 佐藤薫、根岸聡知
一番原告らの請求内容の概要	福島県内に居住していた原告ら（137 名※）が、本件事故により平穏生活権を侵害されたとして、被告東電に対しては、主位的に民法 709 条に、予備的に原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づき、被告国に対しては、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、一人当たり 2000 万円の慰謝料のうち 1000 万円の連帯支払等を求めた事案。 ※（出典）地裁判決正本における「第 2 章 事案の概要等＞第 2 節 前提事実＞第 1 当事者」
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 3 年 1 月 21 日
裁判所	東京高等裁判所（第 7 民事部）
裁判官	[裁判長裁判官] 足立哲、[裁判官] 河本晶子、松下貴彦
判決の概要（損害論）	○被侵害利益ないし損害額（慰謝料額）の算定方法について： 慰謝料の算定について、本件における被侵害利益は多様な利益が結び付いた包括的な平穏生活権（原告らが主張する「ふるさと喪失」を含む）の侵害であることを前提に、避難前に居住していた地域（避難指示区域等の区分）や避難者の属性（子供又は妊婦であるか否か）を典型的な考慮要素としつつ、個々の一番原告らについて従前の生活状況、避難の状況及び避難生活の状況等の具体的事情を考慮して各人ごとに慰謝料額を算定するのが相当と説示（P267～）。 ○損害論（慰謝料額）について： 世帯ごとに具体的事情を勘案し算定。なお、他の控訴審判決とは異なり、避難を余儀なくされた点、避難の継続、ふるさと喪失等に慰謝料の性質を分けず、一括して算定（P286～558）。
3. 最高裁決定の概要	
決定日	令和 4 年 3 月 2 日
裁判所	最高裁判所（第二小法廷）
裁判官	[裁判長裁判官] 菅野博之、[裁判官] 三浦守、草野耕一、岡村和美
決定の内容（上告/上告受理申し立て）	[国] -/- [東電] -/不受理 [原告] 却下（対国）・棄却（対東電）/受理（対国；国の責任に係る部分）